

# 自動車引取業者の皆様へ

自動車引取業の方は、次の事項にご留意ください 

## 1 標識の掲示

事業所ごとに、公衆の見やすい場所に自動車引取業者である旨の標識を掲げる必要があります。

## 2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

移動報告の実施やリサイクル料金の収納実務のためには、県知事への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行う必要があります。



**自動車リサイクルシステムに関する問合せ先**

**自動車リサイクルコンタクトセンター**

**電話 050(3786)7755**

**(平日9:00~18:00 土日祝日・年末年始除く)**

## 3 引取義務

所有者から自動車の引き取りを求められたときは、所有者に対し中古車であるか使用済自動車であるかの区別を明確にした上で引き取る必要があります。

## 4 引取証明書の交付

使用済自動車として引き取ったときは、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

## 5 装備確認と預託確認

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類（エアコン）、エアバッグ類の装備の有無の確認（装備確認）と、リサイクル料金が預託されているかの確認（預託確認）を行う必要があります。

(うらへつづく)

## 6 移動報告

引取り・引渡しから、それぞれ3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に正しく移動（引取・引渡）報告を行う必要があります。

※フロン類、エアバッグ類の装備状況を正しく入力してください。



自動車リサイクルシステムの操作方法等の問合せ先  
自動車リサイクルコンタクトセンターに  
お問い合わせください（表面に表記）。

## 7 自治体登録後の変更等

住所及び役員等を変更した場合は、変更届出書に必要な書類を添えて30日以内に県知事に提出しなければなりません。また、廃業等をした場合は、廃業等届出書に必要な書類を添えて30日以内に県知事に提出しなければなりません。

※手続きに関してご不明な点がございましたら、所管の地域県政総合センターにお問い合わせください。

事業所の所在地	所管の県機関	住所及び電話番号
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 (県横須賀合同庁舎内)	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 046(823)0210
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 (県厚木合同庁舎内)	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 046(224)1111
平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 (県平塚合同庁舎内)	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 0463(22)2711
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町	県西地域県政総合センター 環境部 (県小田原合同庁舎内)	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 0465(32)8000

以上のことを適正に行わなかった場合には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、県知事から勧告・命令を受けたり、引取業者の登録を取り消されたりする場合があります。

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課調整グループ

横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4149（直通）